

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要について

平成25年3月  
総務省

## 1 趣旨

地方税に係る税制抜本改革法（昨年8月22日公布）による1段階目（平成26年4月から）の地方消費税率の引上げ等に伴い、地方税法施行規則の規定の整備を行うもの。

## 2 主な改正内容

現行の譲渡割に係る中間申告書や還付申告書においては、消費税の中間申告額や還付申告額に「100分の25」（現行の地方消費税率）を乗じて得た額を記載することとされているところ、今回の地方消費税率の引上げに伴い、当該「100分の25」との率を「63分の17」に改正する。

## 3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。